

(様式第3号)

パブリックコメント（意見公募） 手続による意見募集の結果公表

意見募集結果及び寄せられた意見に対する市の考え方について、次のとおり公表します。
ご協力に感謝申し上げます。

【意見募集の集計結果】

1	案 件 名	千歳市第2期みどりの基本計画（素案）	
2	意見募集期間	令和7年11月11日（火）～同年12月10日（水）	
3	意見の件数（提出者数）	11件（2人）	
4	意見の取扱い （対応内容の分類）	① 案を修正するもの	1件
		② 既に案に盛り込んでいるもの	3件
		③ 今後の参考とするもの	7件
		④ 意見として伺ったもの（案件に直接関係がないため）	1件
5	意見の受け取り方法	電子メール	1人
		郵送	人
		ファクシミリ	人
		意見箱	人
		直接持参	1人

【市民意見等の概要とそれに対する市の考え方】

No.	市民意見等の概要	件数	市民意見等に対する市の考え方
1	<p>＜(15)都市公園等における樹木などの適正な整備と維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園等における樹木などの整備・維持管理に当たっては、危険防止のため、枯損木や枯枝の早期発見と除去に努めます。＞ <p>上記の項目に、以下の問題点を踏まえ計画に反映していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風等の強風による倒伏被害の未然防止の観点から大木化を防ぎ、適正な時期に適正な大きさに剪定・伐採する。 ・大木化に伴い、落葉期には大量の落ち葉が道路や周辺に飛散し、景観の面からも極めて好ましくない。 <p>＜具体的事例＞</p> <p>稲穂やすらぎ公園 イチョウ（大木化し大量の落ち葉が飛散、実が大量に落下し不衛生）</p>	1	<p>分類～②既に案に盛り込んでいるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園等の樹木管理については、自然の形を生かしながら保全することを基本としておりますが、指定管理者による点検のほか、市民からの要望や通報などにより状況を確認し、枯損木をはじめ、道路の通行や電線・家屋等に支障となる緊急性の高い樹木は、剪定や伐採などを行うこととしております。 ・公園樹木等の落ち葉については、地域の皆さんにご協力をいただきながら維持管理に努めておりますが、清掃の際は無料のボランティア袋を配布しておりますので、ご活用ください。 <p>本計画は、本市におけるみどりのまちづくりの方向性を示すものであり、施策6「市民ニーズを反映した整備と適切な維持管理」において、「(15)都市公園等における樹木などの適正な整備と維持管理」としていることから、いただいたご意見を参考に、引き続き施策を推進してまいります。</p>

No.	市民意見等の概要	件数	市民意見等に対する市の考え方
2	<p>【市街地の緑量を独立した指標として評価し、山林とは区別して管理する】</p> <p>●提案項目</p> <p>1.市街地の緑量を独立指標として設定し、森林面積とは別に評価すること</p> <p>2.市街地の高木・中木の現況を精密に把握し、樹木台帳を更新・公開すること</p> <p>3.開発区域での高木喪失による影響評価の導入</p> <p>4.喪失した高木については、低木植栽による代替ではなく、高木補植を基本方針とすること</p>	1	<p>分類～②既に案に盛り込んでいるもの</p> <p>・本計画は都市計画区域を対象としていることから、支笏湖エリアの森林は含めておらず、「緑（緑地）の量」については、市街化区域（≡市街地）と都市計画区域（農村エリアを含んだ区域）に分け、令和 27 年の目標年次にはそれぞれの緑地割合が現況より「増」となることを目標としております。</p> <p>市街化区域内の現況では、緑地面積 551.20ha に対し、森林面積は 34.76ha であり、その割合は 6 % であること、また、P10「表 2-1 緑地の現況」において、緑地の種別ごとに面積の増減を把握することが可能であることから、市街化区域の「緑（緑地）の量」については、区域内の森林面積も含めた指標として評価していくこととしております。</p> <p>また、市街地における緑地の確保については、国が策定する「緑の基本方針」において、市街地の緑被率が 3 割以上となることを目指すと示されており、その算定方法が今後示されることとなっていることから、緑被率の算定や目標設定などについては、その際に検討することとしております。</p> <p>・道路や公園に植栽している樹木の種類や本数については、台帳により管理しております。管理台帳は、施設の維持管理を目的に作成していることから、樹木のみを整理したものではなく、現状において公開する考えはありませんが、公園の施設については指定管理者のホームページで公開していることから、表示内容について、今後検討してまいります。</p> <p>・開発区域での影響評価については、事業内容や規模に応じて北海道環境影響評価条例に基づく環境アセスメント（環境影響評価）の実施や千歳市自然環境保全条例の規定に基づく事前環境調査など</p>

		<p>を行っており、第3次千歳市環境基本計画において、自然の改変を伴う開発行為に当たっては、希少な動植物の保護に十分配慮して現地調査や指導を行うこととしております。また、本計画においても、施策1「自然環境の保全と継承」や、施策2「動植物の生育環境の確保」を掲げ、樹木やエコロジカルネットワークの保全に努めることや、民間事業者による生物多様性の確保に貢献する良質な森林や緑地の確保に関する取組を国が評価・認定する制度について関連事項として記載しております。</p> <p>・開発等により車両乗入口を設置する場合など、やむを得ず伐採した街路樹（高木）については、市の指定した場所に移植又は同程度の樹木の補植を依頼しております。また、枯損等により倒木の危険性がある樹木を伐採した箇所については、補植を検討することとしています。</p> <p>本計画は、本市におけるみどりのまちづくりの方向性を示すものであり、施策6「市民ニーズを反映した整備と適切な維持管理」において、「(15)都市公園等における樹木などの適正な整備と維持管理」としていることから、いただいたご意見を参考に、施策を推進してまいります。</p>
--	--	---

No.	市民意見等の概要	件数	市民意見等に対する市の考え方
3	<p>【駐車場・工業地の緑化基準を制度として整備し、市街地の緑量を確実に増やす】</p> <p>制度化するには以下のような基準を設定できる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場面積に応じた高木本数 ・ 高木による日陰率の基準 ・ 工業地の緑地率（例：20%） ・ 道路沿い緑地帯の確保（幅の最低基準） ・ 実のなる木の積極導入による生態系回復 ・ 取り組みが優れた企業の表彰制度（地域貢献の可視化） 	1	<p>分類～②既に案に盛り込んでいるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本市では、千歳市緑化条例により、必要に応じて緑地の保全や緑化に関する協定を締結できること、「千歳市宅地開発等指導要綱技術基準」により、原則として開発区域面積に対し3%以上（5ha以上は1箇所300㎡以上かつ3%以上）の公園、緑地又は広場を設けること、工場立地法及び千歳市工場立地法準則により、一定規模以上の工場（特定工場）を対象に、用途地域に応じて5～20%以上の緑地面積を設けることを定めています。 ・ 一部の工業団地においては、緑地帯の整備等に係る事項を定めた土地利用協定などがあります。 <p>本計画においては、施策3「官民連携による緑化振興の推進やみどりに関わる管理体制の構築」に「(7)官民連携による緑化の推進」を掲げていることから、取組を推進してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現状において、緑化を対象とした本市独自の表彰制度はありませんが、国土交通省による優良緑地確保計画認定制度（良質な緑地の確保・創出に関する取組）や、環境省による自然共生サイト（生物多様性の保全に関する取組）などの認定制度があり、本計画においては、施策2「動植物の生育環境の確保」や施策3「官民連携による緑化振興の推進やみどりに関わる管理体制の構築」を掲げていることから、国の制度などを活用しながら、地域が連携して取り組んでいけるよう推進してまいります。 <p>本計画は、千歳市におけるみどりのまちづくりの方向性を示すものでありますので、いただいたご意見を参考に、施策を推進してまいります。</p>

No.	市民意見等の概要	件数	市民意見等に対する市の考え方
4	<p>【都市樹木（街路樹・公園樹木）の計画的な維持管理と、伐採・更新情報の透明化】</p> <p>以下の取組の導入</p> <p>1.伐採予定木の事前公開（状態、伐採理由、危険度、補植計画を含む）</p> <p>2.伐採後の補植の義務付け（時期・本数・樹種の明示）</p> <p>3.植栽更新サイクルを示した長期管理計画の策定</p> <p>4.樹木情報を市民が確認できる公式サイトの整備</p>	1	<p>分類～③今後の参考とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街路樹は定期的な剪定を行っており、一方、公園樹木については、自然の形を生かしながら保全することを基本としております。 また、老木や立ち枯れ、病気などにより倒木の危険性がある樹木や、道路標識等の視認性や他の構造物へ支障を来す可能性のある樹木については、指定管理者や造園業者により樹木の状態を確認しているほか、場合によっては地域や樹木医等の意見を参考に判断しております。 伐採予定木については、公園や道路を利用する方の安全確保が第一であり、都度速やかな対応が求められますことから、現状において事前公表する考えはありません。 ・補植については、No.2に記載したとおり。 ・植栽については、上記のとおり対応していることから、長期管理計画を策定する予定はありませんが、更新については、本計画の施策6「市民ニーズを反映した整備と適切な維持管理」において、「(15)都市公園等における樹木などの適正な整備と維持管理」を掲げ、検討することとしております。 ・樹木情報の公開については、No.2に記載したとおり。 <p>本計画は、千歳市におけるみどりのまちづくりの方向性を示すものでありますので、この度いただいたご意見等については、今後の参考とさせていただきます。</p>

No.	市民意見等の概要	件数	市民意見等に対する市の考え方
5	<p>【都市公園の質的向上と、高木・草花による快適性と景観価値の向上】</p> <p>【提案内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園ごとの樹木量（高木・中木・低木）の詳細調査と公開 ・ベンチ・遊具周辺に日陰を確保するための高木の計画的植栽 ・伐採後の補植は高木を基本とし、低木のみで代替しない方針の明確化 ・花壇・草花の維持管理方針の再検討と、可能な範囲での季節的彩りの導入 ・暑熱環境改善を目的とした園路沿いの高木列の形成 	1	<p>分類～③今後の参考とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園における樹木量の管理については、No.2に記載したとおり。 ・公園整備を実施する際は、高木をはじめとする植栽や遊具、屋根付き休憩施設である四阿（あずまや）などの配置について、町内会や近隣の小学校など、地域の意見を踏まえながら整備を行っております。また、ベンチや遊具周辺に高木を植栽することについては、カラスや虫、倒木の危険性などを心配する声が多く、慎重な対応が求められますことから、今後も地域の意見を踏まえながら樹木や休憩施設の配置などを検討してまいります。 ・高木の補植については、No.2に記載したとおり。 ・都市公園における花壇や草花の維持管理については、指定管理者のほか、一部の公園等においては、町内会などに管理を行っていただいております。都市公園以外では、ボランティア団体による JR 千歳駅西口やグリーンベルトの花壇整備、ウエルカム花ロードによる沿道植樹帯の花植え、花いっぱいコンクールによる学校や民間施設の花壇整備や沿道植樹帯の花植えなど、市内の各所において、まちなみに彩りが添えられており、今後もよりよい景観形成に努めてまいります。 ・公園内の樹木については、スペースに限りがありますことから、遊具や休憩施設とともに、その公園ごとに地域の意見を聞きながら整備を行っています。 <p>本計画は、千歳市におけるみどりのまちづくりの方向性を示すものでありますので、この度いただいたご意見等については、今後の参考とさせていただきます。</p>

No.	市民意見等の概要	件数	市民意見等に対する市の考え方
6	<p>【千歳川および河畔林の生態系保全強化ー市の鳥「ヤマセミ」の種の保存と静穏性確保、区間別利用管理の導入】</p> <p>【提案項目】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.千歳橋～蘭越地区を「静穏性確保区間」として設定すること 2.釣りの一部制限区間を設定 3.カヌー・カヤック等のレジャー利用の区間別管理 4.ヤマセミの種の保存を行政計画に明確に位置づけること 5.適切な距離を保った自然観察・学習の推進 	1	<p>分類～③今後の参考とするもの</p> <p>・本市では、千歳市自然環境保全条例に基づき、良好な自然環境を保全するため、自然的社会的諸条件からみて、特に必要と認める区域を「自然環境保全地区」に指定しており、その中でも希少性又は学術性において重要な区域、動植物の特異な生息又は生育区域、市民生活又は生物の生息に関して特に重要な水域及び水源かん養地区並びに多様な生態系が維持されている区域を「第1種自然環境保全地区」として、厳格に保護・保存することとしております。</p> <p>蘭越地区の一部については、この第1種自然環境保全地区に指定しており、生態系に影響を及ぼす行為を禁止しているとともに、自然観察監視員による監視を行っていることから、静穏性は確保されているものと認識しております。</p> <p>・河川は国民の公共用物であり、河川法等において自由使用を原則としていることから、個人が自然観察や釣り、カヌーなどで河川及び河川用地に立ち入ることを市が制限することは難しいと考えております。</p> <p>また、千歳川は本市の豊かな自然環境を国内外の方々に示すことのできる大切な資源と考えておりますことから、利用者によるゴミの放置や動物等への接近、草・木への損傷など、自然環境に影響を与えないよう、マナーの啓発に努めるとともに、引き続き自然環境監視員による保全地区の監視を適切に行ってまいります。</p> <p>・ヤマセミは市の鳥として制定しておりますが、ヤマセミのほかにも市内で確認されている希少種は、植物やほ乳類、鳥類、魚類、昆虫類、両生類など、多種類存在しております。</p> <p>現状においては、ヤマセミが市の鳥であるという理由をもって、行政計画に位置づけることは考えておりません。</p>

		<p>・適切な距離を保った自然観察等につきましては、自然環境や動植物の生息環境において、マナーの啓発に努めてまいります。</p> <p>また、本計画においては、施策9「みどりにふれあう機会の創出と情報発信」に「(19)みどり全般に係る情報発信」、＜重点施策3＞に「各種媒体を利用したみどりやオープンスペースに関する情報発信の推進」を掲げていることから、貴重な自然環境や動植物の生息域をまもるため、観察マナーなどの情報発信に努めてまいります。</p> <p>本計画は、千歳市におけるみどりのまちづくりの方向性を示すものでありますので、この度いただいたご意見等については、今後の参考とさせていただきます。</p>
--	--	--

No.	市民意見等の概要	件数	市民意見等に対する市の考え方
7	<p>【生物多様性に配慮した植栽への転換と実のなる木の計画的導入】</p> <p>【提案項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・果実樹（ナナカマド、エゾノコリンゴ、ガマズミ類など）の計画的導入 ・高木・中木・低木による多層構造の整備 	1	<p>分類～③今後の参考とするもの</p> <p>・エゾノコリンゴやズミなどの果実樹の導入については、害虫の発生や野鳥のフン害が危惧されること、また、人工的にそのような樹木を植えることは、本来その場所にはない環境をつくることとなり、野生動物へ餌を与えることと同じと考えておりますので、積極的に導入する考えはありません。なお、ナナカマドについては、耐寒性・耐風性・耐煙性があり、剪定などの維持管理も容易であることから、市では街路樹として導入しています。</p> <p>・本市では、「千歳市街路樹等の維持管理」及び「千歳市緑化技術マニュアル」に基づき植栽や剪定等の維持管理を行っており、高木、中木、低木の整備については、このマニュアル等により、高木の植栽は原則として同一間隔に同一樹種で同形同大の樹木を植栽し、中木及び低木の植栽は、植樹ますや植樹帯を設置している箇所において、高中低木を組み合わせて連続した緑地帯にすることを基本としておりますが、市街地では交通安全のため、車両の見通しの確保が求められていることから、連続した植栽は難しいと考えています。</p> <p>本計画は、千歳市におけるみどりのまちづくりの方向性を示すものでありますので、この度いただいたご意見等については、今後の参考とさせていただきます。</p>

No.	市民意見等の概要	件数	市民意見等に対する市の考え方
8	<p>【市民参加型の緑地づくり制度の導入】</p> <p>【提案項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民参加型植樹制度の創設 ・緑地の協働管理制度（市民・企業）の導入 ・植栽方針の明文化と公開 ・協働活動の成果公開（年次レポート制度） ・企業参画枠の設定（地域貢献としての明確化） 	1	<p>分類～③今後の参考とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民参加型の植樹については、市の緑化振興事業を担う公益財団法人ちとせ環境と緑の財団において、町内会や学校、市民団体等を対象に植樹会に係る苗木の提供を行っているほか、「花と緑のフェスタ」を開催し、自宅の庭などに植えるメモリアルツリーの贈呈や花苗等の配布を行っております。 ・市民や企業との緑地の協働管理制度としましては、町内会や学校、事業者などを対象に「花いっぱいコンクール」を実施しているほか、市民協働により公園管理を行う町内会等管理委託事業を実施しております。また、JR 千歳駅などの花壇整備のほか、国道などにおけるウエルカム花ロードの実施など、様々な企業や団体と協働で管理を行っております。 ・樹木の植栽方針については、No.7に記載したとおり。 ・協働活動の成果公開について、年次レポートを作成することは考えておりませんが、ホームページや SNS、ポスターなどで掲示するなど、市民協働で行った花壇整備等の様子や、前述の花いっぱいコンクールの受賞花壇等、様々な媒体を活用して情報発信しております。 ・企業参画枠の設定については、上述のとおりとなっております。 <p>本計画は、千歳市におけるみどりのまちづくりの方向性を示すものでありますので、この度いただいたご意見等については、今後の参考とさせていただきます。</p>

No.	市民意見等の概要	件数	市民意見等に対する市の考え方
9	<p>【環境配慮型企業の表彰制度（優良企業認定）の導入】 具体的に千歳市が導入すべき施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積に応じた緑化率の義務化（例：10～20%など） ・駐車場の高木による日陰形成基準 ・道路沿いの緑の帯（植栽帯）の設定 ・グリーンインフラ（雨水浸透・バイオスウェール等）の導入 ・企業による地域向け緑化活動の奨励 ・優良企業表彰制度の創設 ・新規造成地（柏台工業団地等）への基準適用 ・既存施設についても段階的な改善指針の策定 	1	<p>分類～③今後の参考とするもの</p> <p>本市では、市内に所在している事業所を対象に、千歳版環境マネジメントシステム「ECO ちとせ」認定制度を整備しており、事業者が無理なく環境配慮行動に取り組むことで、省エネルギー・省資源の取組による環境保全への貢献や、環境にやさしい事業所としてのイメージアップ、環境保全活動への意識の向上、光熱費等の経費節減などの効果が期待できるものと考えております。（令和6年10月1日時点で56の事業者を認定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーンインフラの導入について、千歳川流域は、浸水被害を軽減するため、「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」に指定されております。当該流域内の宅地等以外の土地で行う1,000㎡以上の土地の締固めや開発などは北海道知事の許可が必要となり、許可に当たっては、雨水浸透施設の設置などの対策が必要になることから、既に官民間わず、グリーンインフラの導入に取り組んでいます。 <p>また、国においては、地方公共団体や民間事業者におけるグリーンインフラへの取組を後押することを目的に、グリーンインフラ支援制度が設けられております。</p> <p>本計画においては、施策8「みどりが持つ防災機能の活用」に「(17) 防災・減災に資するみどりの活用」を掲げており、持続可能なまちづくりのためのグリーンインフラについて関係機関と連携し、活用を推進することとしております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他については、No.3に記載のとおり。 <p>本計画は、千歳市におけるみどりのまちづくりの方向性を示すものでありますので、この度いただいたご意見等については、今後の参考とさせていただきます。</p>

No.	市民意見等の概要	件数	市民意見等に対する市の考え方
10	<p>【工業団地および企業敷地における緑化義務・グリーンインフラ導入の推進】</p> <p>具体的に千歳市が導入すべき施策はNo.9と同様</p>	1	<p>分類～③今後の参考とするもの</p> <p>No.9に記載のとおり。</p>

No.	市民意見等の概要	件数	市民意見等に対する市の考え方
11	<p>【自然破壊を伴うメガソーラー開発の禁止と、生態系・防災に配慮した再生可能エネルギー導入方針】</p> <p>千歳市としては、自然環境の保全と防災の観点から、以下の方針が必要である。</p> <p>1.自然を改変するメガソーラー開発への対応方針</p> <p>2.適正な再生可能エネルギー導入の方向性</p> <p>3.生態系配慮の必要性</p>	1	<p>分類～④意見として伺ったもの（案件に直接関係がないため）</p> <p>本市では、令和4年度にゼロカーボンシティ宣言を表明し、市民、事業者、市が一体となり、脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー活動を積極的に推進するため、令和6年3月に、「地球温暖化対策実行計画」を策定しており、太陽光発電については、国や道が定めたガイドラインの適正な運用に努めることとしております。</p> <p>本ガイドラインにおいては、関係法令の遵守や設置に当たっての地域住民との積極的なコミュニケーションの醸成、防災や環境保全、景観保全等、周辺環境への十分な配慮について規定をされており、事業者がガイドラインを遵守した上で適正に対応しているものと認識しておりますが、大規模太陽光発電設備「メガソーラー」の建設に関しては、全国的にも様々な問題が生じていることから、本市では、独自のガイドライン策定について検討を進めることとしております。</p> <p>本計画においては、みどりの配置方針として、エコロジカルネットワークを位置付け、動植物の生息地又は生育地をまもるため、緑地を適正に保全・管理しながら生物多様性の確保に努めることとしており、施策1「自然環境の保全と継承」及び施策2「動植物の生息環境の確保」を掲げていることから、自然環境や生物多様性に配慮したみどりのまちづくりを推進するため、関係機関や関連部署と連携を図ってまいります。</p>